

4 移転内容（移転費分）

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（射水市）に元からある（移動させていない） ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた） ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）^{※3}

「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
「富山県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、射水市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード	
-------	--

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 富山県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、富山県及び射水市から求められた場合には、それに応じます。
- 以下の場合には、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び射水市地方就職支援金交付要綱第8条に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - 在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす内定先への就業をしなかった場合
 - 在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に射水市に転入しなかった場合（申請時に既に射水市に住民票がある場合を除く。）
 - 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に富山県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - 転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に富山県外の市区町村に転出した場合
- 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される射水市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の返還を求めることはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

富山県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

富山県及び射水市は、富山県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、富山県及び射水市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県及び射水市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。